

(別紙)

事業継続力強化計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 コウワウンユカブシカイシャ 幸和運輸株式会社

代表者の役職名及び氏名 代表取締役 横川 幸和

資本金又は出資の額 20,000,000円 常時使用する従業員の数 125名

業種 44 道路貨物運送業

法人番号 1430001049950

設立年月日 1956年3月6日

2 事業継続力強化の目標

自社の事業活動の概要	当社は、主にプライム市場上場企業、大手企業の飼料メーカーの家畜用飼料を道央・道北・道東地区への配送を担っており、畜産経営のライフラインを支え、サプライチェーン上重要な役割を担っている。
事業継続力強化に取り組む目的	下記3点を目的に、事業継続強化に取り組む。 1. 自然災害発生時において、人命を最優先として従業員と従業員の家族の安全と生活を守る。 2. 地域社会の安全に貢献する。 3. 飼料供給の継続、又は早期の再開により、配送先畜産家への影響を極力少なくする。
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	当社の事業拠点は道内に5拠点あり、そのうち本社小樽市、苫小牧営業所の苫小牧市、釧路営業所の釧路市、の3拠点における主な自然災害は、所在地の自治体が発行するハザードマップで確認。 1. 小樽市築港：今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率0.1～3%(J-SHIS地図参照) 洪水による浸水想定地域0.5m～3m、津波による浸水想定地域0.5m～1m 2. 苫小牧市新明町：今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率6～26%(J-SHIS地図参照) 洪水による浸水想定地域0.5m～3m、津波の想定が無い地域である。 3. 釧路市西港：今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率26～100%(J-SHIS地図参照) 洪水による浸水想定地域0.5m未満、津波による浸水想定地域5m～10m
自然災害等の発生が事業活動に与える影響	(想定する自然災害等) 想定する自然災害等のうち、事業活動に影響が最も大きいものは、予想されている日本海溝や千島海溝沿いの震度6弱以上の地震や大津波であり、その被害想定は下記の通り。 (人員に関する影響) 営業時間中に被災した場合、営業倉庫で保管している飼料の落下や転倒等により、怪我人が発生する。また交通機関の停止、通行道路の封鎖となれば、従業員が帰宅困難者となるほか、夜間に発生した場合、翌営業日の従業員の参集が困難となる。併せて従業員の家族へも被害が生じる。 これら被害が事業活動に与える影響として、復旧作業の遅れ、事業再開時において、特定の従業員で担当していた部分について業務再開が困難になること、畜産家へ飼料の配送が滞る、又は遅延すること等が想定される。 (建物・設備に関する影響) 事業所の建物は、揺れによる建物自体への直接被害は軽微を想定。一方、設備は停電が発生すれば、一時的に停止。また揺れにより委託保管している飼料の落下により損傷のほか、配管や

配線類が断裂する。津波が発生すれば、事務所機能の停止や委託保管飼料も損傷する恐れ。

インフラについては、電力・水道・ガスは1～2週間程度、供給が停止するほか、畜産家への配送ルートの不全となる恐れ。これらの被害が事業活動に与える影響として、飼料配送の全部又は一部の停止が想定される。

（資金繰りに関する影響）

資金繰りについては、倉庫設備の稼働停止や配送業務の営業停止によって営業収入が得られないことで、運転資金が逼迫する恐れ。建物・設備に被害が生じる場合にあっては、これらの復旧費用が必要となる。

これらの被害が事業活動に与える影響として、円滑な資金調達ができなければ、運転資金が枯渇することや復旧費用を捻出できないことが想定される。

（情報に関する影響）

本社事務所内にあるサーバー（顧客情報、配送データ、財務資料等を保管）が津波等により破損していれば、バックアップしているデータ以外は喪失する恐れ。

これら被害が事業活動に与える影響として、重要なデータや情報が喪失すれば、取引先への支払、売掛金の回収、取引先からの受発注の対応等が困難となることが想定される。

（その他の影響）

共に浸水想定地域である苫小牧港や釧路西港等にある飼料工場が被災すると、飼料原料の調達や飼料製造が困難になり、最終製品飼料が製造できなくなり、工場での出荷・当社の配送も不可能になる恐れ。

これらの被害が事業活動に与える影響として、畜産家が不可欠としている飼料を配送できない事態が想定される。

3 事業継続力強化の内容

(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

項目		初動対応の内容	発災後の 対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保	従業員の避難方法	発災直後	・自社拠点内の安全エリアの設定 ・社内の避難経路の周知、確認 ・避難場所までの経路確認
		従業員の安否確認	発災直後	・配送ドライバーはデジタルタコメーターによる現在地の確認 ・従業員の連絡網の整備 (会社支給携帯電話番号、個人所有携帯番号、メールアドレス等)
2	非常時の緊急時体制の構築	代表取締役を本部長とした、災害対策本部の立ち上げ	発災後 1 時間以内	・設置基準の策定 ・災害対策本部の体制整備 ・備蓄食料、簡易トイレ等の災害グッズ備え付け
3	被害状況の把握 被害情報の共有	被害状況や出荷・配送活動への影響の有無を確認 当該情報の第一報を荷主・配送先や協力企業、地元の市当局に報告	発災後 1 2 時間以内	・被害情報の確認手順の整理 ・被害情報及び復旧の見通しに関する関係各所への報告方法、対外的な情報発信方法の策定等

(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組

A	自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備	<現在の取組> ・現在、具体的な対策は行っていない。 <今後の計画> ・本社ならびに苫小牧営業所、釧路営業所から10km圏内に居住する従業員を緊急参集担当に任命する。場合によっては各事業所休憩室にて宿泊できる備品を導入する。 ・自然災害時を想定して、従業員の多能工化を進め、属人的業務を複数の担当者が実施可能な教育を行う。 ・幸和観光株式会社(子会社)に対し、被災時に応援要員派遣の取り決めを行う。
B	事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入	<現在の取組> ・現在、本社において災害発生時の停電を想定して、自家発電機を導入している。 <今後の計画> ・災害発生時の電力喪失をカバーするため、各営業所に発電機を導入し、事業継続を図る。
C	事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保	<現在の取組> ・現在、火災保険・地震保険・賠償責任保険に加入している。火災保険の対象範囲は建物・設備となっており水害も対象範囲に含まれている。地震保険も付保しており、委託保管物の損害は賠償責任保険に加入している。 災害により休業等が発生した場合における休業補償の契約をしていないため、復旧費用や運転資金等の資金調達が困難となることが想定される。 <今後の計画> ・休業補償の契約がないため、休業補償も追加して契約する。 ・地震等が発生した際に緊急融資を受けられるよう、取引金融機関の担当者と日々コミュニケーションを取る。
D	事業活動を継続するための 重要情報の保護	<現在の取組> ・現在、本社サーバーとシステム委託会社サーバー(遠隔地保管)にデータのバックアップは毎日行っている。 ・万が一の際は、リモート業務環境を整備している。 <今後の計画> ・本社は水害に備え、電源装置、配電盤、電子機器、サーバー、金庫、重要書類は3Fに設置しているが、釧路営業所も電源装置、配電盤、電子機器等は2F設置を検討する。 ・苫小牧営業所は今後の建替え計画時に設置場所を織り込む。 ・リモート業務の規程・ルールを定め、リモート業務における情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 事業継続力強化設備等の種類

	(2) の項目	取得 年月	設備等の名称／型式	所在地
1				

	設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）
1		0	0	0

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）上設置が義務付けられた設備ではありません。	

(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	有限会社ピクセム
住所	北海道札幌市西区宮の沢1条4-1-52
代表者の氏名	小屋端孝史
協力の内容	自然災害時に備えたシステム系の事前対策の取組強化について、技術的な助言を受けるほか、自社システムに支障が生じた場合、同社のサーバーを借りて、代替業務を行うことについて、検討・決定する。

(5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

- ・計画の推進及び訓練、教育については、代表取締役の指揮の下、実施する。
- ・社内の管理職全員で組織する運輸安全管理に「防災対策」を追加し、具体的な取組を検討・決定する。
- ・「防災の日」である毎年9月を目処に全従業員参加の教育・訓練を実施する。
- ・実態に則した計画となるよう、年1回計画の見直しを実行する。

4 実施期間

2025年5月～2028年4月

5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施 事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）
			0

6 その他

（１）関係法令の遵守（必須）

確認項目	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。	✓

（２）その他事業継続力強化に資する取組（任意）

確認項目	チェック欄
レジリエンス認証制度（※１）に基づく認証を取得しています。	
ISO 22301認証（※２）を取得しています。	
中小企業BCP策定運用方針に基づきBCPを策定しています。	

（※１）国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

（※２）事業継続マネジメントシステム（BCMS）の国際規格